飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書

年　　　月　　　日

鳩山町長　　　　宛て

（申請者）住所

氏名

電話番号

　飼い主のいない猫の不妊手術を行うために、猫捕獲器を借り受けたいので、下記の事項について同意・確認の上申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 同意事項 | 確認欄 |
| 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）を遵守します。 | □ |
| 捕獲器は飼い主のいない猫に対して不妊手術を受けさせる目的以外で使用しません。 | □ |
| 捕獲器の設置に必要な器具は申請して捕獲器を借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担とします。 | □ |
| 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、設置する場所の管理者等の許可を得ます。 | □ |
| 捕獲器は常に良好な状態で使用し、必要な安全対策を講じます。 | □ |
| 捕獲器の設置中は防犯ロック等を施し、持ち去られることがないように配慮します。また、1日1回以上の確認を行い、猫を捕獲した際は速やかに保護し、安全を確保します。 | □ |
| 保護目的以外の動物を誤って捕獲したときは、直ちに放獣します。 | □ |
| 他の者及び財産に損害等を与えないよう責任を持って捕獲器を管理使用し、トラブルについての損害責任は、すべて借受者の責任とします。また、発生したトラブルの対応については、誠意をもって対応します。 | □ |
| 捕獲器を毀損又は滅失した場合は、借受者が責任をもって借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償します。 | □ |
| 捕獲器を他の者に譲渡し、又は転貸しません。 | □ |
| 返却期限を厳守します。 | □ |
| 使用後は捕獲器を清掃及び消毒し、借り受けた時と同程度の状態で返却します。 | □ |
| 確認事項 |  |
| 猫を遺棄することは、法律で禁止されています。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項)）。 | □ |
| 猫をみだりに傷つける行為は、法律で禁止されています(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項))。 | □ |

返却期限　　　　　　年　　　月　　　日（貸出日から１か月以内）

貸出期間　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日